

国土交通省におけるクルーズの安全・安心の確保に向けた検討会 設置要領

1. 「国土交通省におけるクルーズの安全・安心の確保に係る最終とりまとめ」の策定にあたり、専門的・技術的観点から必要な検討を行うため、「国土交通省におけるクルーズの安全・安心の確保に向けた検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。
2. 検討会の委員は、港湾、海事、国際法、公共政策、感染症及び危機管理の観点から必要な検討を行うことができる者の中から、港湾局長および海事局長が委嘱する。
3. 検討会の座長については次のとおりとする。
 - (1) 検討会には座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - (2) 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。
4. 検討会は、合議による方式を原則とし、委員の過半数の出席をもって開催する。ただし、諸事情により合議による検討会の開催が困難な場合には、書面による開催を可能とする。
5. 検討会は、関係者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明、その他必要な協力を求めることができる。また、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。
6. 委員は、検討会に参画する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
7. 検討会の庶務は、国土交通省港湾局産業港湾課及び海事局外航課において処理する。
8. 以上に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が定める。